

## サポート情報

平成 25 年 8 月 30 日  
エプソン販売株式会社

### 法人税顧問（スタンドアローン版／ネットワーク版） Ver.H25.1／H24.2 復興特別法人税別表一 修正申告時のご注意

#### 1. 問題の内容

確定申告済みの法人データを使って修正申告用の法人データを作成する場合、申告区分を「確定」から「修正」に変更すると、確定金額コピーの確認画面が表示され、確定時の金額を所定のコピー先に転記しますが、復興特別法人税別表一において、「復興特別法人税額 (8)」に転記される金額（コピー元の項目）に次の誤りがありました。

誤：「復興特別法人税額 (2)」の金額を転記

正：「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (4)」の金額を転記

#### 【申告区分を「確定」から「修正」に変更した直後の復興特別法人税別表一】

課税標準法人税額	1	33,563,000	修正申告時の 申告前 の 納付金	課税標準法人税額	6	33,563,000
復興特別法人税額	2	3,356,300		控除税額	7	203,000
控除税額	3	203,000		復興特別法人税額	8	3,356,300
差引納付復興特別法人税額	4	3,153,300		還付金	9	0
この申告による還付金額	5	0		納付金	10	33,563,000

確定金額コピーにより「復興特別法人税額 (2)」の金額を転記していました

#### 2. 対処方法

「復興特別法人税額 (8)」の金額を直接変更してください。

上記例の場合、「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (4)」の金額「3,153,300円」に変更します。

#### 3. プログラムの対応予定について

10月中旬にリリース予定の平成25年度追加改正対応版（Ver.H25.20）と、一緒に収録される平成24年度版（Ver.H24.22）にて、正しい確定金額「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (4)」をコピーするように対応します。

会計システム「マイページ」のダウンロード製品つきましても、平成25年度追加改正対応版のリリースにあわせて切り替えます。

※平成25年度追加改正対応版（Ver.H25.20）の対応内容やリリース予定日などの詳細につきましては、別途ご案内します。

なお、すでに申告区分を確定→修正に変更して作成した修正申告用の法人データにつきましては、Ver.H25.20およびVer.H24.22にバージョンアップしても金額の補正は行われません。

前記「2. 対処方法」の手順に従って手入力による金額修正を行ってください。

#### 4. Ver.H24.22 のタビスランドからの提供について

平成24年度版の対応プログラム（Ver.H24.22）につきましては、弊社ホームページ「タビスランド」からも、ダウンロードでご提供させていただきます。

現在公開されております平成24年度版プログラム（Ver.H24.21）を、下記日程でVer.H24.22に切り替えます。

※バージョンアップの対象バージョンは、Ver.H24.20 /Ver.H24.21になります。

※スタンドアローン版の場合、プロダクトIDはVer.H24.20で提供されているものを使用できます。

※ネットワーク版の場合、ライセンスキーはVer.H24.20で提供されているものを使用できます。

（発行プログラム）：法人税顧問 スタンドアローン版／ネットワーク版 Ver.H24.22

（ダウンロード公開日）：2013年10月17日（木）9:00

（ダウンロードサイト）：<http://www.tabisland.ne.jp/support/Download.nsf/FMList>

弊社ホームページ「タビスランド」（<http://www.tabisland.ne.jp/>）から、「サポート（Q&A・ダウンロード）」→「応援シリーズ」→「ダウンロード」→「230.法人税顧問」（または「235.法人税顧問 ネットワーク版」）を選択してください。

以上、よろしく申し上げます。